

○旭川医科大学修士論文審査に関する申合せ

平成16年4月1日

大学院委員会申合せ

最近改正 令和2年7月16日大学院委員会申合せ

- 1 修士論文の提出期限は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後の平日とする。
 - (1) 3月修了予定者 同年の1月10日
 - (2) 9月修了予定者 同年の7月15日
- 2 修士論文は、論文指導教員を通じて提出するものとする。
- 3 修士論文は、単著を原則とする。ただし、共著による場合は、筆頭者に限るものとし、他の共著者の承諾書を添付しなければならない。
- 4 修士論文の審査を願ひ出る者は、学位規程第4条第1項に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 論文目録 1部
 - (2) 参考論文（参考論文がある場合） 3部
 - (3) 履歴書 1部
 - (4) 指導教員承認書 1部
 - (5) 共著者承諾書（共著者がいる場合） 1部
- 5 論文発表の所要時間は、1人10分以内とする。
- 6 学位規程第4条第1項に規定する学位論文の要旨は、3,000字以内とする。
- 7 学位規程第7条第2項に規定する学位論文の要旨及び審査結果の要旨は、次により大学院委員会開催日の10日前までに提出するものとする。
 - (1) 学位論文の要旨 3,000字以内
 - (2) 審査結果の要旨 600字以内
- 8 修士論文審査委員会委員は、論文指導教員が指名し大学院委員会において決定する。
- 9 修士（看護学）の学位記の授与日は次に掲げるとおりとする。ただし、当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の金曜日とし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日とする。
 - (1) 3月25日
 - (2) 9月30日

附 記

（実施日）

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から実施する。
（論文の提出期限に係る特例措置）
- 2 第1に定める論文提出期限は、令和2年度に限り、3月修了予定者は令和3年1月19日とする。

附 記（平成20年1月31日大学院委員会申合せ）

この申合せは、平成20年4月1日から実施する。

附 記（平成23年11月8日大学院委員会決定）

この申合せは、平成24年4月1日から実施する。

附 記（令和2年7月16日大学院委員会申合せ）

この申合せは、令和2年7月16日から実施する。

